

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

◇ 告示 保安林の指定解除

目 次

“

国民健康保険法によるその他の都道府県療養  
取扱機関となる申出の受理  
土地収用法による土地細目の公告の申請  
漁業災害補償法による一定の区域の指定

◇ 教委告示 臨時教育委員会の招集

◇ 公安告示 道路交通法による聴聞会の開催

◇ 公告 狂犬病予防注射を実施する獣医師の取消し

告 示

鳥取県告示第二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六  
条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除

鳥取県告示第二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六  
条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除  
する。

昭和四十年一月十九日

昭和四十年一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一三九〇一一三九（次の図に示す部  
分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林  
務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

する。

00360

(第3種郵便物)  
(認可)

3 昭和40年1月19日 火曜日 鳥取県公報 第3598号

鳥取県知事 石破二朗

一 解除に係る保安林の所在場所  
東伯郡泊村大字園字浜山三三二五  
二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備  
三 解除の理由  
指定理由の消滅

## 鳥取県告示第二十九号

収用しようとする土地の所在、地番及び地目  
米子市奥谷字頬実九四四 宅地

一条第一項の規定に基づき、鳥取県知事石破二郎から土地細目の公告の申請があつたので、同法第三十三条の規定により次のとおり告示する。

昭和四十年一月十九日

土地收用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十  
八頭郡若桜町大字若桜一九四  
八頭郡若桜町四九の八番地  
東伯郡大栄町大字瀬戸五三番の二  
鳥取市湖山町四、一三七  
庄司〃

## 鳥取県教育委員会告示第四号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。  
昭和四十年一月十九日

## 教育委員会告示

法第百四条第二号に掲げる漁業  
加入区の名称  
区 域  
小型福部加入区 福部漁業協同組合の地区一円の区域  
小型浜村加入区 浜村漁業協同組合の地区一円の区域

鳥取県告示第二十八号  
土地收用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十  
一条第一項の規定に基づき、鳥取県知事石破二郎から土地細目の公告の申請があつたので、同法第三十三条の規定により次のとおり告示する。

昭和四十年一月十九日

鳥取県知事 石破二朗  
鳥取県教育委員会 告示 第四号  
臨時教育委員会を次のとおり招集する。  
昭和四十年一月十九日

鳥取県告示第二十九号  
漁業災害補償法（昭和三十九年法律第二百五十八号。以下「法」という。）第一百八条第一項の規定に基づき一定の区域を次のように定めたので、漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第九条第三項において準用する同令第八条第二項の規定により告示する。

昭和四十年一月十九日

鳥取県知事 石破二朗

00359

(第3種郵便物)  
(認可)

2

昭和40年1月19日 火曜日 鳥取県公報 第3598号

療養取扱機関名

所 在 地

法第三十七条第五項  
の申出都道府県名

申出受理年月日

大谷医院 八頭郡若桜町大字若桜一九四

鳥取市若桜町四九の八番地

全国

昭和三十九年 八月二十日  
十月十三日  
十一月  
十二月  
一月

宮川医院 東伯郡大栄町大字瀬戸五三番の二

鳥取市湖山町四、一三七

〃

〃  
〃  
〃  
十二月  
一月

島 医院

鳥取市湖山町四、一三七

〃

〃  
一、四二二

鳥取県知事 石破二朗

昭和四十年一月十九日

鳥取県告示第二十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第二十七号

一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので、  
同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十年一月十九日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 聽聞の期日及び場所

昭和四十年一月二十七日 午前十一時から

米子市万能町 米子警察署

二 聽聞当事者の住所及び氏名

米子市車尾一五〇〇

自動車等運転者 古 原 原 洋 一 郎

米子市米原一四九六

自動車等運転者 石 壇 敦 子

米子市目久美町一七五

自動車等運転者 山 本 秀 夫

米子市角盤町一丁目五五

自動車等運転者 阿 部 信 幸

西伯郡西伯町大字原三九五

自動車等運転者 深 田 益

6 米子市河崎八四四の五  
自動車等運転者 渡 部 敏 雄

7 西伯郡伯仙町尾高一二八九の一  
自動車等運転者 松 本 親 男

8 米子市明治町五九  
自動車等運転者 細 谷 浩 敏

9 東伯郡三朝町大字東小鹿七二一一  
自動車等運転者 平 辰 雄

10 日野郡溝口町根雨原四五四の一  
自動車等運転者 白 川 宏

11 米子市道笑町三丁目八一  
自動車等運転者 金 田 博 己

6 米子市河崎八四四の五  
自動車等運転者 渡 部 敏 雄

7 西伯郡伯仙町尾高一二八九の一  
自動車等運転者 松 本 親 男

8 米子市明治町五九  
自動車等運転者 細 谷 浩 敏

9 東伯郡三朝町大字東小鹿七二一一  
自動車等運転者 平 辰 雄

10 日野郡溝口町根雨原四五四の一  
自動車等運転者 白 川 宏

11 米子市道笑町三丁目八一  
自動車等運転者 金 田 博 己

公 告

定期の狂犬病予防注射を実施する次の獣医師は、昭和  
40年1月19日から選任を取り消したので、公告する。

昭和40年1月19日

鳥取県知事 石 破 二 朗  
住 所 氏 名  
境港市新屋624 服部 利道

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金  
発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印刷者 鳥取県鳥取市栗谷町  
刷印所 鳥取県鳥取市栗谷町  
郵便番号 680-11505 (配達料共)